

令和元年第6回 美里町農業委員会会議録

令和元年6月6日

令和元年第6回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎  
庁議室に招集する。

出席委員

1番	奥村 智	3番	永田末廣	4番	善積邦昭	5番	長木一美
6番	松村新二	7番	田中 豊	8番	吉坂美佐子	9番	松田政明
10番	吉田美好						

欠員 1名

事務局

事務局長 宮寄幸仁 書記 安達浩一 上村海晴

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午前10時50分

事務局長（宮寄幸仁君） こんにちは。只今から令和元年第6回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは、議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長（吉田美好君） それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は全員出席でございますので、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、5番長木委員、6番松村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1から番号4について、事務局より補足の説明はありますか。

事務局（上村海晴君） はい、それでは、議案第18号番号1から番号4について、続けて補足の説明を行います。まず、番号1について補足の説明をいたします。番号1は、申請地の近くに住まわれている譲受人が経営拡張を目的に、双方合意により所有権移転売買での申請をされました。続けて番号2の補足の説明をいたします。番号2は、譲渡人が農地の管理が出来ないことから管理できる人を探されていました。譲受人は申請地の近隣に農地を所有していることから管理がしやすいため、双方合意により所有権移転売買での申請をされました。続けて番号3の補足の説明をいたします。番号3は、先月の案件で出ました裁判所の競売案件です。今回入札されましたので3条申請をされました。許可後は栗及びにんにくを栽培される予定となっております。次に、番号4の説明をいたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人が高齢のため譲受人へ贈与での申請をされました。また、番号1から番号4のいずれも下限面積要件並びに周辺地域における効率的かつ総合的な農地利用の確保について支障を生じるおそれの有無など、農地法第3条第2項の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長（吉田美好君） 以上で事務局より、番号1から番号4の補足の説明を終わります。それでは、議案第18号番号1を議題とし、内容の説明を7番田中委員に求めます。

7番（田中豊君） はい。議案第18号、番号1、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会長（吉田美好君） 以上で議案第18号番号1の内容説明を終わります。それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第18号農地法第3条の規定による許可申請農業委員会許可分番号1は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号番号 1 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 18 号番号 2 を議題とし、内容の説明を 4 番善積委員に求めます。

4 番（善積邦昭君）はい。議案第 18 号、番号 2、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 18 号番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 2 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号番号 2 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 18 号番号 3 を議題とし、内容の説明を 1 番奥村委員に求めます。

1 番（奥村智君）はい。議案第 18 号、番号 3、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 18 号番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 3 は、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会 長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号番号 3 は、原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 18 号番号 4 を議題とし、内容の説明を 9 番松田委員に求めます。

9 番（松田政明君）はい。議案第 18 号、番号 4、・・・・・・・・・・・・・・・・。以上です。

会 長（吉田美好君）以上で議案第 18 号番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。はい。5 番長木委員。

5 番（長木一美君）はい。現況地目がその他とはどういう事でしょうか。また、譲渡人の経営面積にその他分の 132 m<sup>2</sup>が含まれていない理由の説明をお願いします。

事務局（安達浩一君）はい。税務課で確認しましたところ、地籍調査前の地番だけが残っている農地で現況は存在しない農地という事でした。現況が農地として有りませんので、経営面積には含まれません。以上です。

会 長（吉田美好君）はい。他にございませんか。

全 員 ありません。

会 長（吉田美好君）質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請農業委員会許可分番号 4 は、原案ど

おり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長（吉田美好君）全員賛成と認めます。よって、議案第 18 号番号 4 は、原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。

休会 午前 11 時 10 分

## 全 員 協 議 会

### 1. 松田委員より研修の日程について

本会議 午前 11 時 14 分

会長（吉田美好君）それでは協議会を本会議に切り替えて本日の会議はこれを持ちまして閉会させていただきます。有難うございました。

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印